

古平町津波避難計画

古 平 町

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 用語の意味	1
第2章 想定する地震及び津波	3
第1節 津波浸水想定	3
第3章 職員の初動体制	4
第1節 職員の連絡・参集	4
第2節 津波情報の収集・伝達	5
第4章 避難情報の発令	6
第1節 避難情報の発令の基準	6
第2節 避難情報の解除の基準	6
第3節 避難情報の伝達	6
第5章 避難計画	7
第1節 津波浸水想定区域	7
第2節 避難対象地域	7
第3節 指定緊急避難場所及び指定避難所	7
第4節 避難目標地点	8
第5節 避難困難地域及び津波避難施設	8
第6節 避難経路	8
第7節 避難方法	8
第8節 避難誘導等従事者の安全確保	8
第6章 要配慮者等の対策	9
第1節 要配慮者の対策	9
第2節 観光客等の対策	9
第7章 その他の留意点等	10
第1節 避難対策の留意点	10
第2節 津波対策の教育・啓発	10
第3節 訓練の実施	11

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、津波を引き起こす恐れのある地震が発生した場合に、地震発生後から津波の終息までの間、おおむね数時間から十数時間の間において住民等の生命及び身体の安全を確保するための計画である。

第2節 計画の位置づけ

津波避難計画は、地域防災計画に定める細部計画の一つとして策定するものである。

また、津波想定に関する国や道の津波シミュレーション結果や津波避難訓練の実施や検証等に応じて適宜、検討の上、必要があると認めるときは修正を行う。

津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第9条第2項では、『都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない』と規定している。

《参考：古平町地域防災計画【本編】 第2章 災害予防計画》

第8節避難体制整備計画 第4町の避難計画 2津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）の策定に取り組み、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

第3節 用語の意味

（1）津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。

（2）避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、安全性の確保や円滑な避難を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で町が指定する。

(3) 避難目標地点

津波の危険を回避するために、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点をいう。必ずしも津波避難場所とは一致しない。

(4) 避難困難地域

津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域をいう。

(5) 津波避難施設

避難困難地域に居住または滞在する住民等が、一時退避するための避難対象地域内にある3階建て以上の構造物をいう。

(6) 避難経路

自宅や職場等から避難場所まで、迅速かつ安全に避難するため、公共道路を基本とした経路をいう。

(7) 津波避難場所（指定緊急避難場所）

津波の危険から避難するために、原則として避難対象地域の外に町が定める場所をいう。

(8) 指定避難所

被災者が長期にわたって避難する場所で、町が避難対象地域の外に指定するものをいう。

第2章 想定する地震及び津波

第1節 津波浸水想定

古平町の津波浸水想定区域は、北海道が津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成29年2月に公表した『北海道日本海沿岸における津波浸水想定』の『津波浸水想定区域図市町村別』（資料1）に基づくものとする。以下抜粋。

○最大クラスの津波の設定

過去に北海道の日本海沿岸域に襲来した各種津波と今後襲来する可能性のある各種想定津波の津波高を用いて、津波高が最も大きい津波を、最大クラスの津波として設定。

○断層モデルの設定

北海道日本海沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として、15の津波断層モデルを選定。

○津波浸水シミュレーションの実施結果

①浸水想定面積 40ヘクタール（40万㎡）

※河川等を除いた陸上浸水深1cm以上の範囲

※複数のケースのシミュレーションを重ね合わせ、最大の浸水域を算定

②海岸線の津波水位 2.72【F06'】～7.52【F10】（T. P. m）

※単位は標高（T. P. m）

※複数のケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最も高い津波水位（最高津波水位）の最大値と最小値を表示

※【】内は、最高津波水位となる津波断層モデル

③海岸線の津波影響開始時間（±20cm）

11【F06, F06'】～16【F06, F06'】（分）

※複数ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ、最も早い津波影響開始時間（最短津波影響開始時間）の最大値と最小値を表示

	古平漁港			古平川河口		
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波	最大遡上高	±0.2m	第1波
F06	3.92m	14分	18分	4.31m	15分	19分
F06'	3.85m	14分	18分	4.20m	14分	19分
F10	3.39m	25分	25分	3.79m	25分	28分
F12	2.81m	24分	25分	2.79m	25分	28分
F14_S12	2.74m	27分	28分	3.18m	27分	28分
F15	4.09m	28分	28分	4.91m	28分	29分

第3章 職員の初動体制

第1節 職員の連絡・参集

町職員の配備体制は『古平町地域防災計画第3章第1節第2非常配備体制の配備基準』に従い、配備指令を待つことなく自ら所定の場所に参加する。

非常配備体制の配備基準（地域防災計画から地震津波関係のみ抜粋）

区分	第1非常配備	第2非常配備 (災害対策連絡会議)	第3非常配備 (災害対策本部)
配備時間	1 町内で震度3及び4の地震が発生、若しくは観測されたとき。 2 その他、特に町長が必要と認めたとき。	1 町内で震度5弱の地震が発生、若しくは観測されたとき。 2 「道日本沿岸北部」に「津波注意報」が発表されたとき。 3 その他、特に町長が必要と認めたとき。	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が甚大であると予想される場合において本部長が非常招集指令したとき。 2 町内で震度5強以上の地震が発生、若しくは観測されたとき。 3 「道日本海沿岸北部」に「津波警報」若しくは「大津波警報」が発表されたとき。 4 予想されない重大な被害が発生したとき。 5 地震、津波に関する「特別警報」が発表されたとき。
配備方法	特に関係のある少数人員で、情報収集及び連絡調整等が円滑に行いうる体制をとる。次の動員体制に円滑に移行しうる体制とする。	関係各部の所要の人員をもって当たるもので、直ちに非常活動を開始できる体制とする。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。
配備要員	各課1～2名	各課の半数	全 員
参考基準	勤務時間内	1 平常業務から、応急対策の配備体制に切り替える。 2 庁舎外で勤務している職員は、直ちに帰庁し、配備体制に入る。	
		3 工事現場にいる職員は、現場の安全対策を講じた後、帰庁し配備体制に入る。	
参考基準	勤務時間外	1 初期応急対策要員は、気象・地震情報の収集に努めるとともに、自己及び家族の安全を確保し速やかに配備体制の構築を図る。 2 その他の職員は、気象・地震情報の収集に努めるとともに、出動指示に備える。	
		3 交通遮断等やむを得ない事由により、所定の場所へ参集できない職員は、最寄りの指定避難所へ参集する。	

第2節 津波情報の収集・伝達

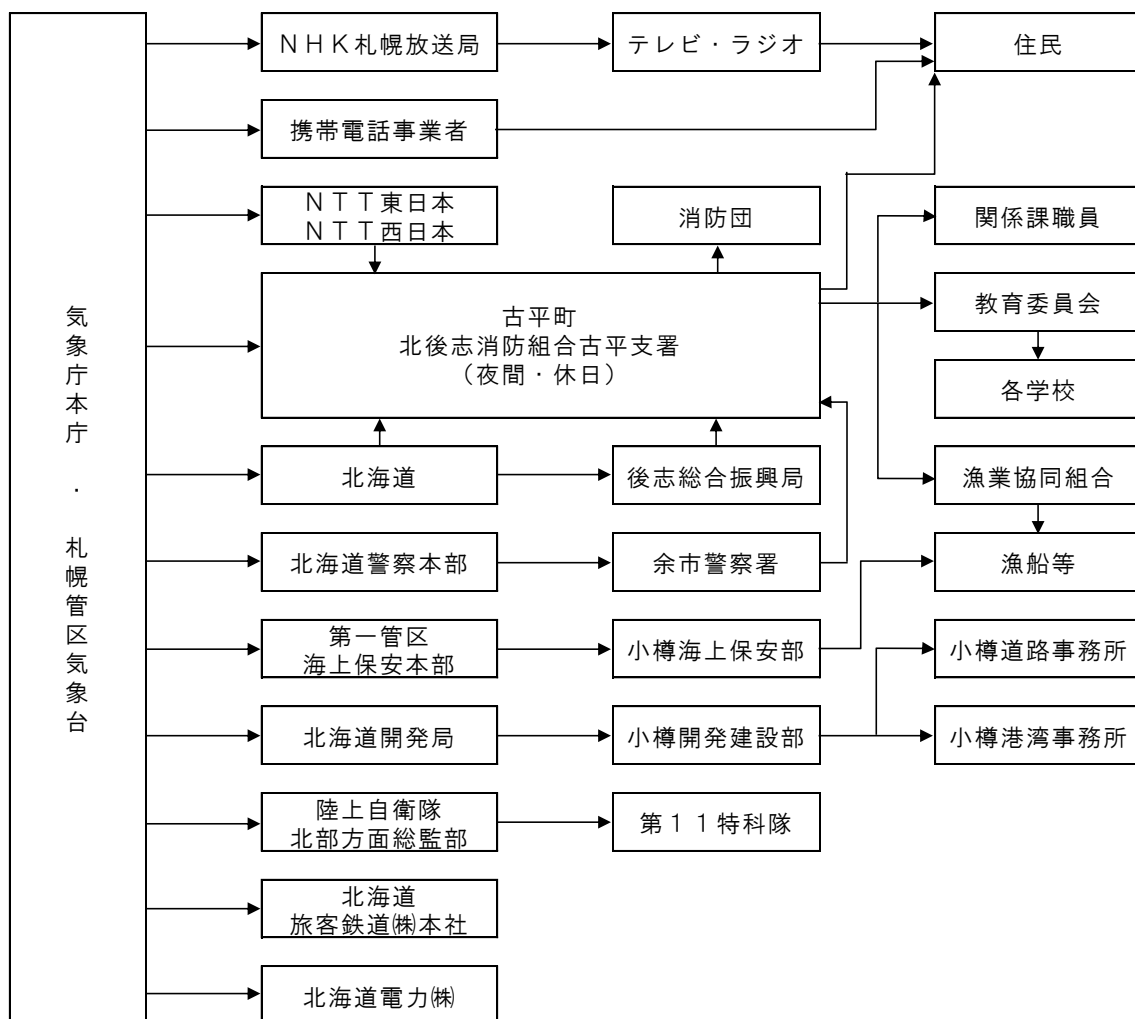
(1) 津波情報の収集

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、気象庁が発表する次表の津波情報を早期に収集するほか、安全な場所から海面監視を行う。

津波情報
・ 津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報
・ 各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報
・ 津波観測に関する情報
・ 沖合の津波観測に関する情報

(2) 津波情報の伝達

津波情報の伝達系統は以下のとおりとし、住民等へは防災無線等により伝達する。



第4章 避難情報の発令

第1節 避難情報の発令の基準

区分	判断基準	
避難勧告	地震災害	・ 震度4の地震が発生したとき
	津波災害	・ 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合 ・ 津波警報等を適時に受けることが出来ない状況において、沿岸地域において強い揺れ（震度4程度以上）又は、1分間以上ゆっくりと揺れを感じた場合
避難指示（緊急）	地震災害	・ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ・ 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常により「津波注意報」「津波警報」「大津波警報（特別警報）」が伝達されない場合
	津波災害	・ 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合

※古平町地域防災計画（地震・津波防災計画編第5節第1避難誘導）より

第2節 避難情報の解除の基準

津波警報等の解除が気象庁から発表されたとき。

第3節 避難情報の伝達

- ①対象 避難対象地域内の住民等
- ②手段 防災無線、広報車等
- ③内容

～防災無線文例～

『避難勧告（指示）、避難勧告（指示）です。古平町を含む、北海道の日本海沿岸（北部）に（大）津波警報（注意報）が発令されました。沿岸地域や川沿いにいる方はただちに海や川から離れてください。避難地域は御崎町の海側、入船町全域、本町の一部、新地町の一部、港町の海側、清住地区の海側、浜五地区の海側、浜一地区の一部、沢江町の海側、歌棄町の海側、沖町の海側です。西部方面の方は、まるやま公園、みどり公園、旧保育所跡地、温泉しおかぜへ、港町の方は国道より山側へ、浜町方面の方は海から離れるように移動し小学校、文化会館、武道館、海洋センターへ、沢江町・歌棄町の方は国道より山側へ、沖町の方は沖町住民センターの方へなるべく徒歩にて避難してください。【以後繰り返し放送】』

- i 大津波警報は“津波の高さが3mを超える”場合
- ii 津波警報は“津波の高さが1mを超え3m以下”の場合
- iii 津波注意報は“津波の高さが0.2m以上1m以下”の場合

第5章 避難計画

第1節 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域は、北海道が平成29年2月に公表した津波浸水想定区域図市町村別図（資料1）に基づくものとする。

第2節 避難対象地域

避難対象地域は、町が津波浸水想定区域より広い範囲で次のとおり定める（資料2：津波避難マップ参照）。また、避難対象地域の世帯数と避難者数は資料3（避難世帯数及び避難者数）のとおりとする。

御崎町の一部、入船町全域、本町の一部、新地町の一部、港町の一部、清住地区の一部、浜五地区一部、浜一地区の一部、沢江町の一部、歌棄町の一部、沖町の一部

第3節 指定緊急避難場所及び指定避難所

町が津波に対する指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しているのは次のとおりである。（古平町地域防災計画資料編より）

○指定緊急避難場所（建築物）【8か所】

- | | |
|----------------|------------|
| ・ ふるびら温泉「しおかぜ」 | ・ 文化会館 |
| ・ 古平小学校 | ・ ほほえみくらす |
| ・ 明和地区集会所 | ・ 沖町住民センター |
| ・ れい明会館 | ・ いこいの家 |

○指定緊急避難場所（屋外）【11か所】

- | | |
|--------------|----------------|
| ・ 旧みなと保育所広場 | ・ 温泉交流広場 |
| ・ 古平小学校グラウンド | ・ きよおか公園 |
| ・ 文化会館広場 | ・ ほほえみくらすグラウンド |
| ・ パークゴルフ場 | ・ 家族旅行村 |
| ・ 多目的運動広場 | ・ 沖町簡易水道浄水場前広場 |
| ・ れい明グラウンド | |

○指定避難所【10か所】

- | | |
|------------------|------------|
| ・ ふるびら温泉「しおかぜ」 | ・ 古平小学校 |
| ・ ほほえみくらす | ・ 地域福祉センター |
| ・ 元気プラザ | ・ れい明会館 |
| ・ 共働の家 | ・ いこいの家 |
| ・ いきいき生活支援センター風花 | ・ ぷらっとほ一む |

第4節 避難目標地点

避難目標地点は、町が避難対象地域外に津波避難マップ（資料2）のとおり定める。

第5節 避難困難地域及び津波避難施設

避難困難地域は古平町内に存在しない。そのため津波避難施設もない。

第6節 避難経路

避難経路は、避難対象地域から避難目標地点で最も短時間、かつ、安全に避難できる経路を設定するものとする。（資料2：津波避難マップ）

避難経路の 安全性の基準	・ 山、がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。 ・ 最短時間で避難目標地点に到達できること。 ・ 複数の迂回路が確保されていること。 ・ 海岸、河川沿いの道路は、原則として設定しないこと。 ・ 原則、海岸から垂直方向への避難を基本とすること。 ・ 階段、急な坂道には手すりの設置に努めること。
-----------------	---

第7節 避難方法

自動車を利用して避難した場合は、塀などの倒壊により道路が寸断される危険や自動車の集中により交通が混乱する恐れがあるため、原則として徒歩での避難とする。ただし、要配慮者が徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合は、徒歩による避難者の妨げにならないよう注意するという条件のもと、自転車や自動車等での避難も認める。

第8節 避難誘導等従事者の安全確保

避難誘導等を担当するものは次の事項に注意すること。

避難誘導等 従事者の心得	・ 自らの命を守ることを基本とすること。 ・ 津波到達予想時間のうち最短の18分を念頭に置き活動にあたること。 ・ 避難者とともに退避する際には、想定以上に時間がかかることを考慮すること。 ・ 無線や携帯電話など情報伝達手段を備えること。
-----------------	---

第6章 要配慮者等の対策

第1節 要配慮者の対策

町は、避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、要配慮者が的確に避難できるよう次のとおり対策を定める。

(1) 情報伝達

要配慮者の中には、避難に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、情報伝達手段の多重化・多様化を確保するとともに、自主防災組織や町内会等の地域コミュニティ、消防、警察、民生委員、福祉事業者等を通じた情報伝達体制の整備や手段の確保と協力体制の構築を図る。

(2) 避難行動の援助

行動面で避難に支障をきたすことが予想される者にあつては、住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と日頃から連携を図り、組織的な支援体制の確立を図る。

(3) 施設管理者等の避難対策

町は、障がい者や高齢者、外国人が出入りする施設等においては、施設管理者等に対し施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導するよう努める。

第2節 観光客等の対策

町は、観光客や海水浴客、釣り客等が的確に避難できるよう次のとおり対策を定める。

(1) 情報伝達

平時には観光案内所や旅館などの施設にハザードマップの配置等を、有事には、防災無線の個別受信機や屋外スピーカー、広報車等で避難情報を伝達する。

(2) 施設管理者等の避難対策

避難対象地域内の観光施設や宿泊施設等は、施設の所有者や管理者が観光客や宿泊客等を避難目標地点もしくは津波避難場所へ避難させるものとする。

第7章 その他の留意点等

第1節 避難対策の留意点

各漁港における避難対策を、次のとおり定める。

- ①避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ②津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難するものとする（船舶の港外避難や小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う）。
- ③プレジャーボート等の海域を航行・保留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上も考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上での避難行動等を定めるものとする。特に、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させる恐れもあるため、このような事態を防ぐよう船舶管理者の意識啓発等に努めるものとする。
- ④なお、①及び②の措置を講じるにあたり、船舶管理者が車両で漁港に駆けつける場合、津波による車両の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車するものとする。

第2節 津波対策の教育・啓発

町は、住民等が「自らの命は自らが守る」という考えのもと主体的かつ状況に応じた適切な津波避難行動をとるため、普段からどのような情報を発信すべきかという観点から、津波に関する知識やハザードマップ、津波避難計画について、手段、内容、啓発の場を組み合わせながら地域の実情に応じた防災教育、広報・啓発を実施し、住民等の津波防災意識の向上に努める。

（1）手段・方法

- | | |
|------------|--------------------|
| ①マスメディアの活用 | テレビ、ラジオ、新聞等 |
| ②印刷物、DVD | パンフレット、広報誌、DVD等 |
| ③インターネット | ホームページ、SNS等 |
| ④モニュメント等 | 海拔の表示、津波浸水想定区域の表示等 |
| ⑤学習、体験 | 避難訓練、ワークショップ、出前講座等 |

（2）内容

- ①津波に対する心得
- ②津波に関する基礎知識
- ③津波浸水想定区域
- ④ハザードマップ

(3) 場所

家庭、学校、地域社会（消防団、自主防災組織等）、事業所等を活用する。

第3節 訓練の実施

訓練の実施については、「古平町地域防災計画第4章第2節の防災訓練計画」に定める総合訓練等を活用し、津波避難を想定した避難訓練を実施し、実施後は、検討会等において訓練方法等に関する問題点の検証を行うものとする。

古平町津波避難計画

策定

令和3年2月

事務局

古平町役場総務課情報防災係

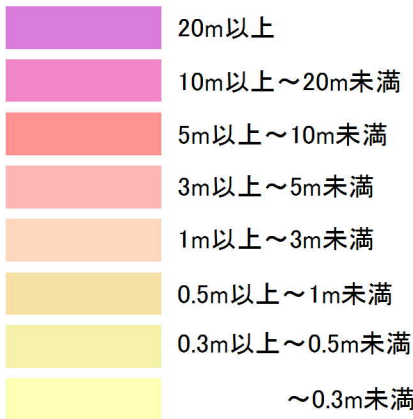
 0135-42-2181

津波浸水想定区域図 市町村別図 表紙 古平町(全1図面)

- [留意事項]
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
 - 津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 地震の震源が想定より陸域に近いなど、条件が異なる場合には、ここで表した時間よりも早く津波が来襲する可能性があります。
 - 海岸線における津波影響開始時間、第一波到達時間、最大津波到達時間を表示しています。
 - 一級河川や一部の都市部以外の航空レーザ測量のデータがない地域では、国土地理院発行の数値地図25000を複製してシミュレーションに用いる地形データを作成しているため、航空レーザ測量のデータより津波高の精度が低い区域があります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。

凡 例

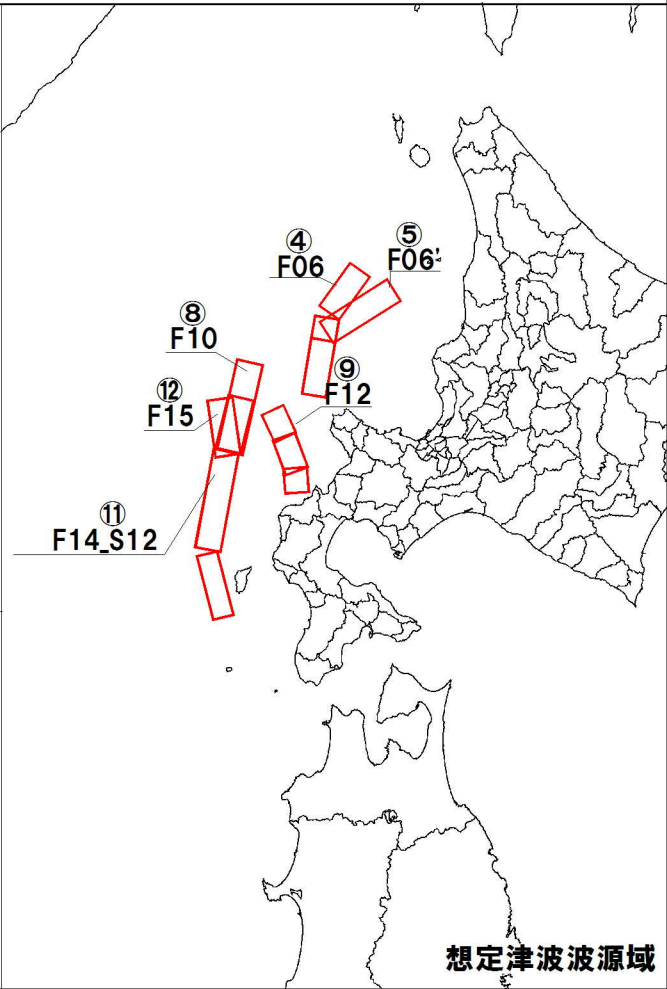
〔浸水深(m)〕



●代表地点周辺で予測される最大遡上高・津波影響開始時間

※図2参照
±0.2m：津波影響開始時間
第1波：津波第1波到達時間

地点名			
No	最大遡上高(m)	±0.2m	第1波
想定地震	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分
想定地震	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分
想定地震	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分



※注1 最大遡上高と浸水深（図1参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
浸水域は、海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。

※注2 津波影響開始時間と津波到達時間（図2参照）
津波影響開始時間は、地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。
津波第一波到達時間は、海岸線において第一波の最大到達高さが生じるまでの時間です。
なお、最大波は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

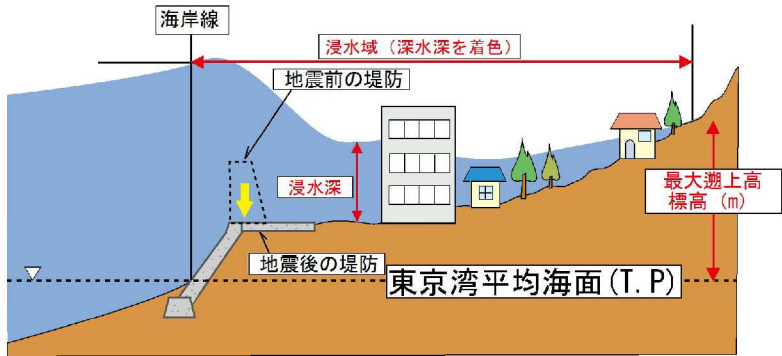


図1 最大遡上高と浸水深

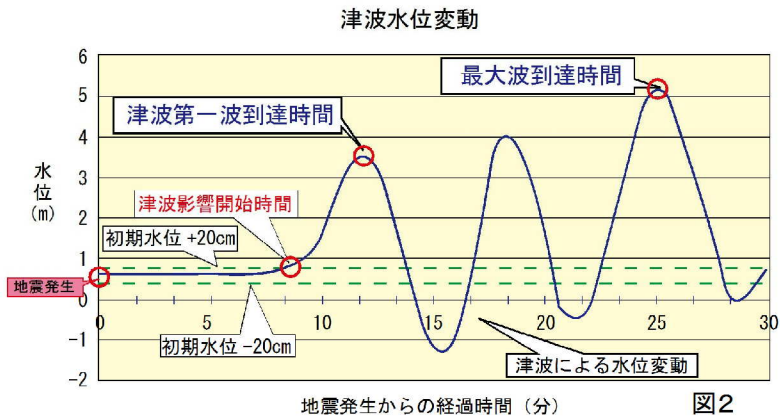
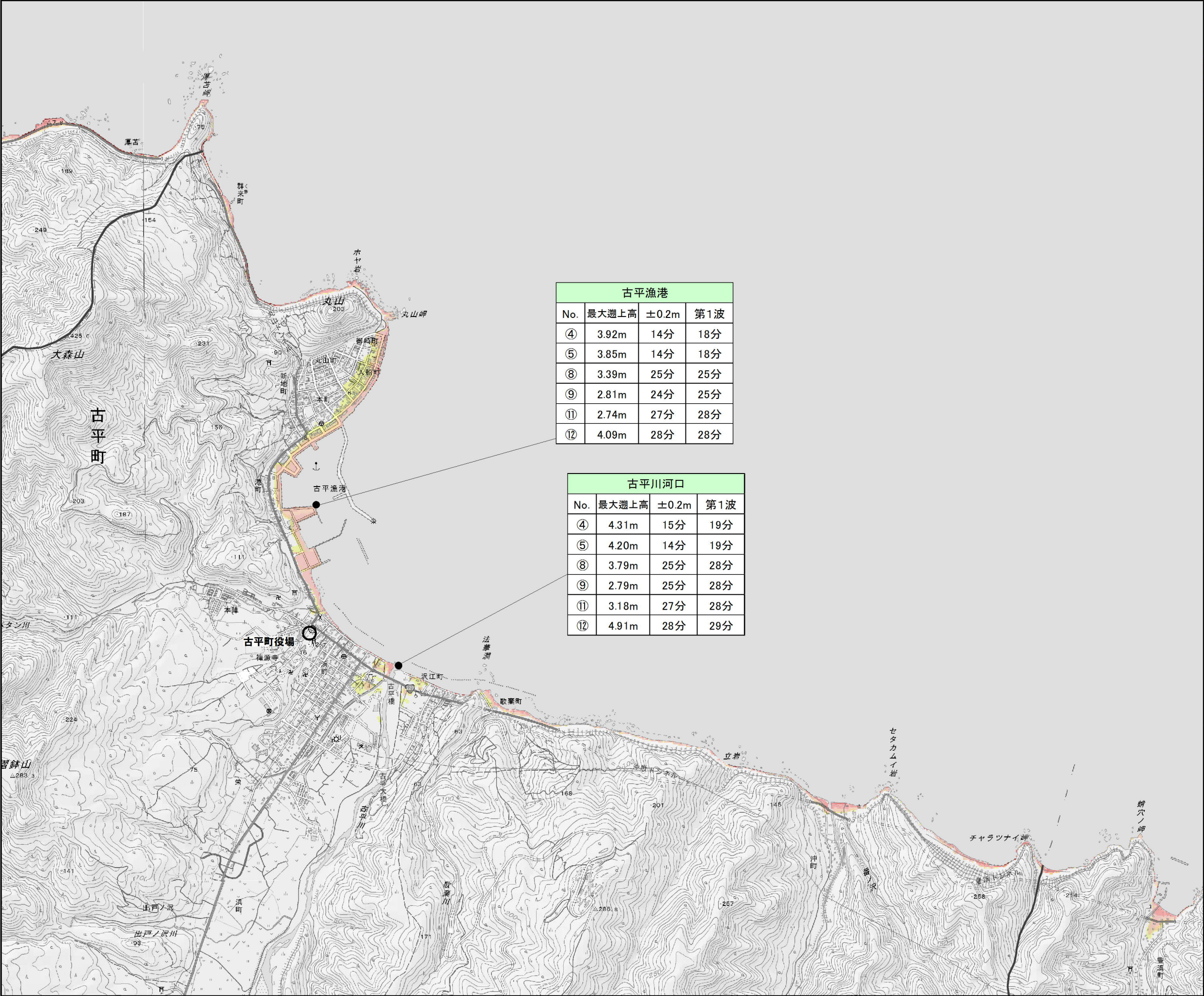


図2





古平漁港			
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波
④	3.92m	14分	18分
⑤	3.85m	14分	18分
⑧	3.39m	25分	25分
⑨	2.81m	24分	25分
⑪	2.74m	27分	28分
⑫	4.09m	28分	28分

古平川河口			
No.	最大遡上高	±0.2m	第1波
④	4.31m	15分	19分
⑤	4.20m	14分	19分
⑧	3.79m	25分	28分
⑨	2.79m	25分	28分
⑪	3.18m	27分	28分
⑫	4.91m	28分	29分

案内図

想定津波波源域

凡 例

浸水深(m)

20m以上
10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
1m以上～3m未満
0.5m以上～1m未満
0.3m以上～0.5m未満
～0.3m未満

●代表地点周辺で予測される最大遡上高・津波影響開始時間

地点名			
No	最大遡上高(m)	±0.2m	第1波
想定地点	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分
想定地点	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分
想定地点	〇.〇〇m	〇〇分	〇〇分

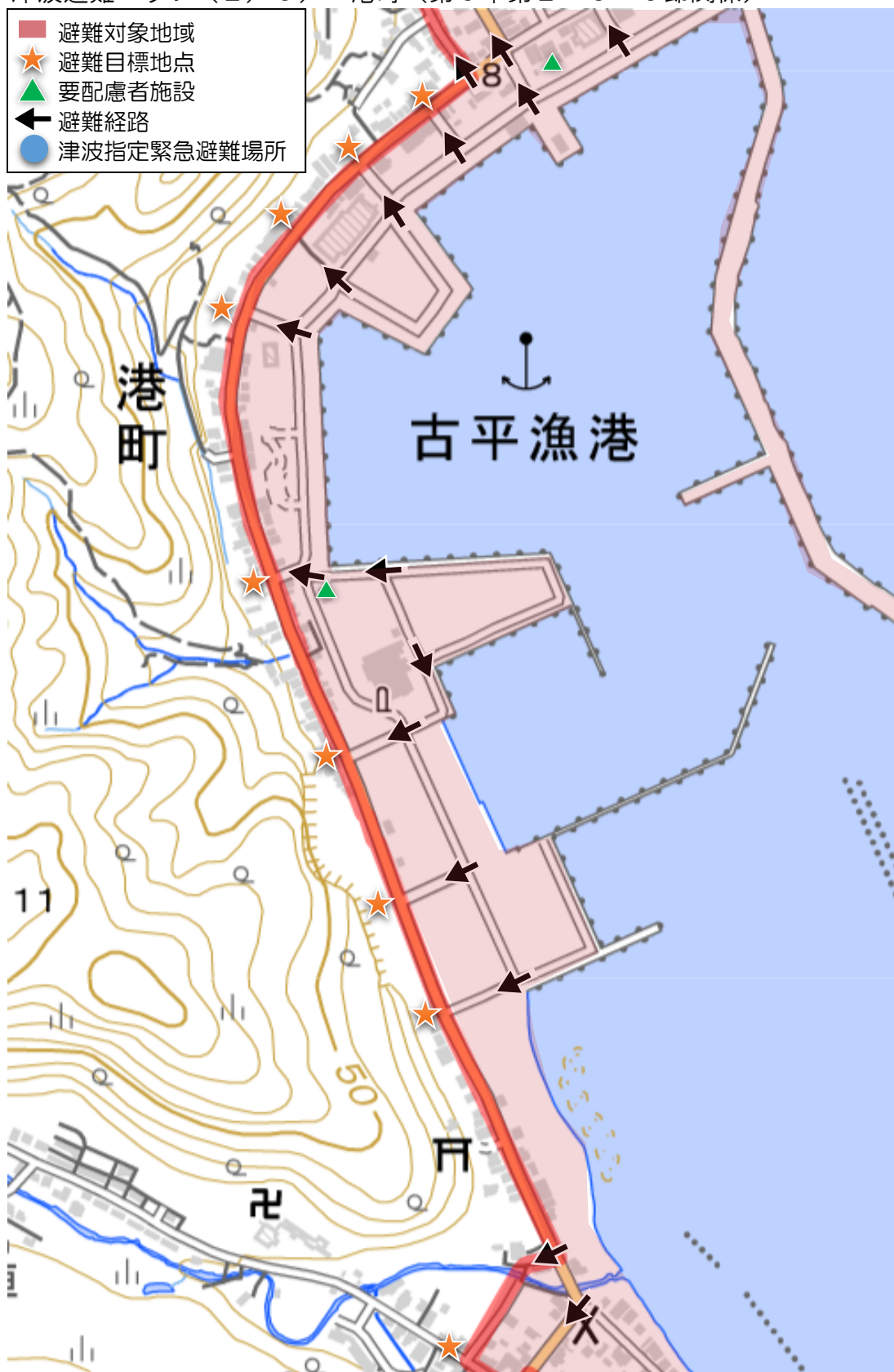
±0.2m：津波影響開始時間
第1波：津波第1波到達時間

縮尺 1：25,000

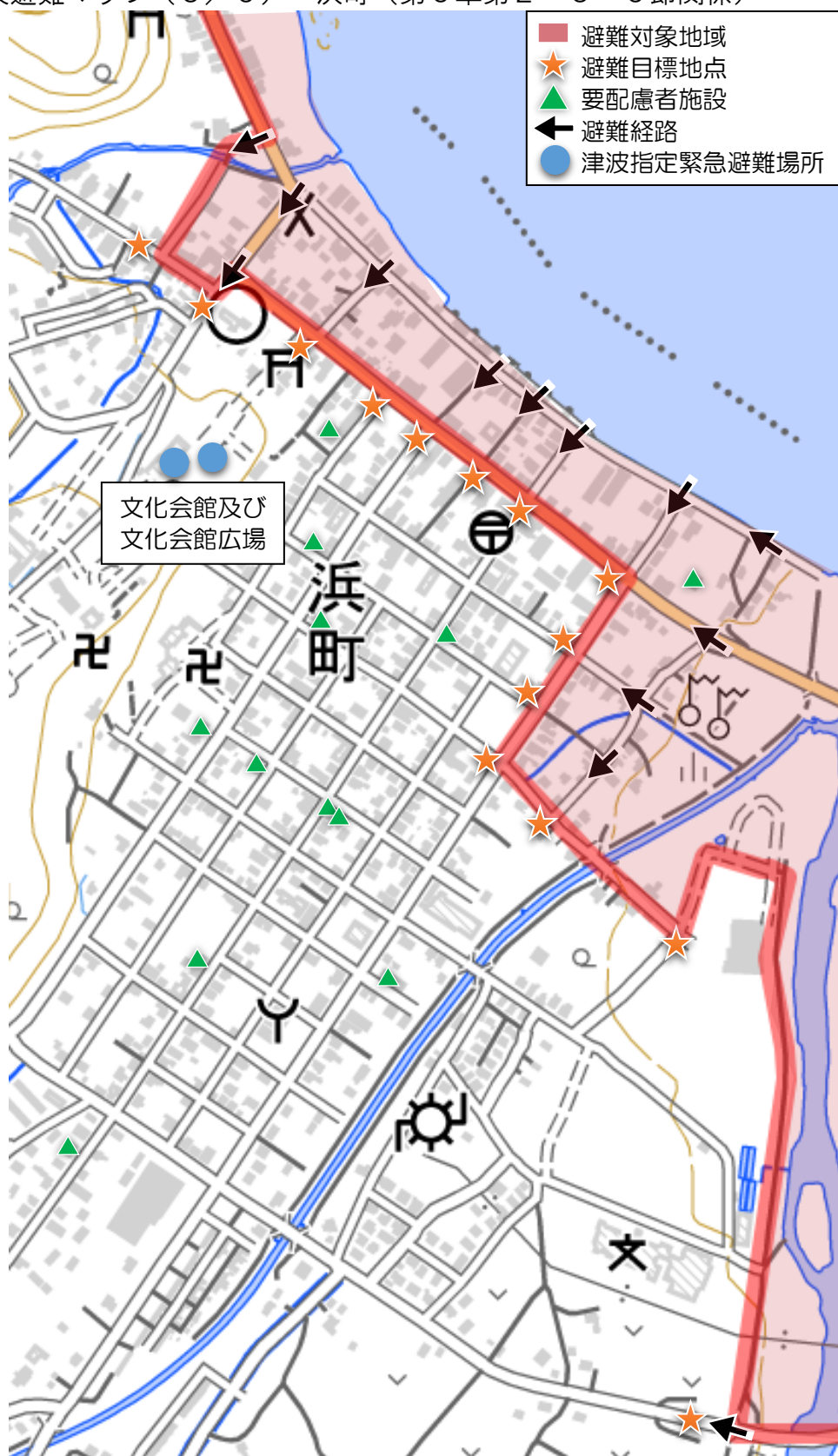
資料2 津波避難マップ（1／5） 西部方面（第5章第2・3・5節関係）



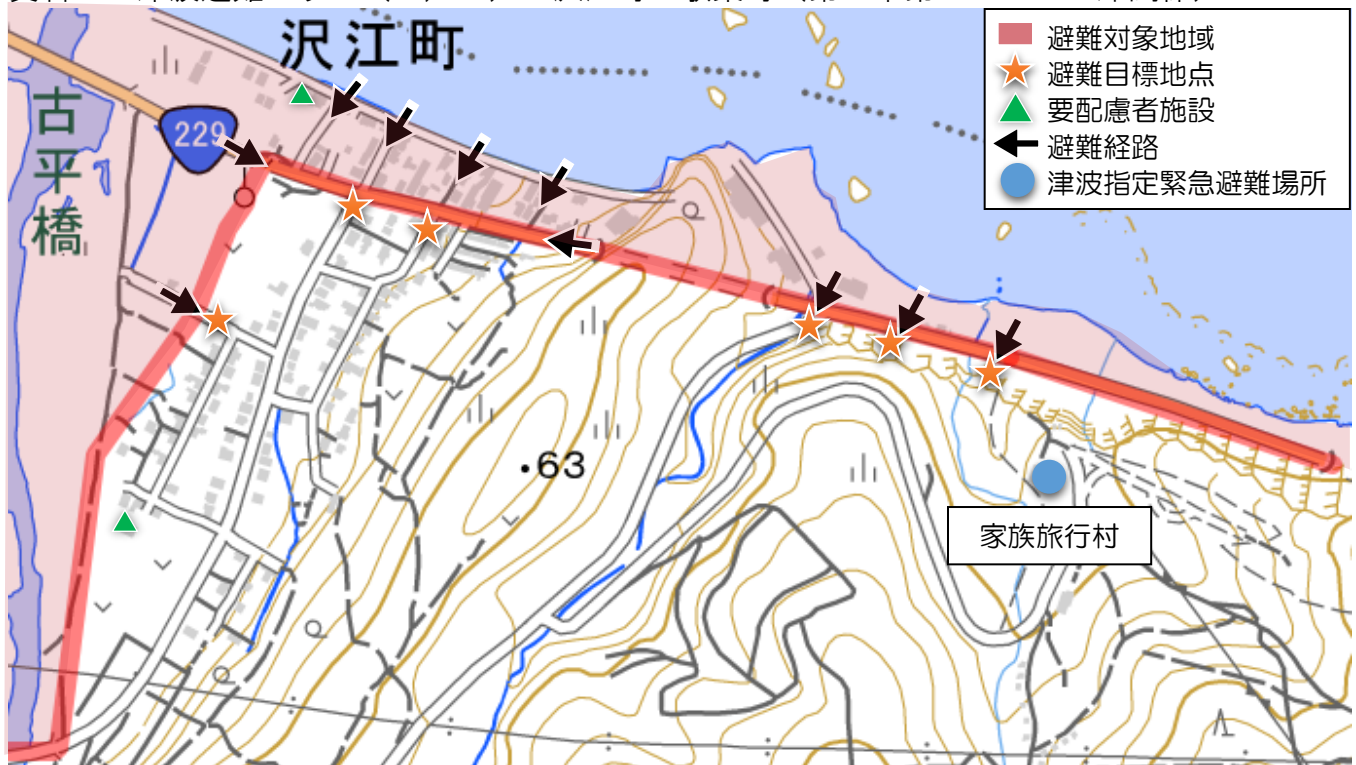
資料2 津波避難マップ（2／5） 港町（第5章第2・3・5節関係）



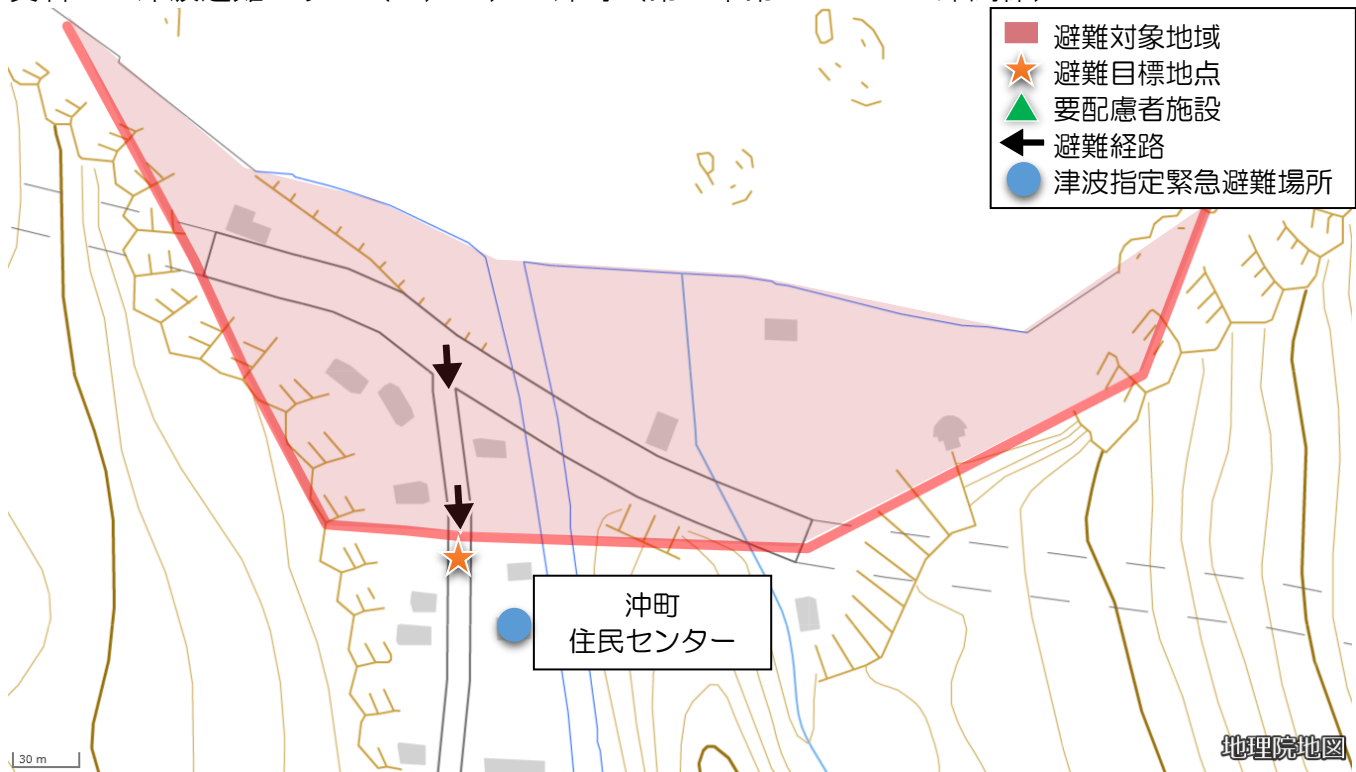
資料2 津波避難マップ（3／5） 浜町（第5章第2・3・5節関係）



資料2 津波避難マップ（4／5） 沢江町・歌棄町（第5章第2・3・5節関係）



資料2 津波避難マップ（5／5） 沖町（第5章第2・3・5節関係）



資料3 避難世帯数及び避難者数 （本編第5章第2節 避難対象区域 関係）

地区名	対象	世帯数	人数
御崎町	一部	3 6 世帯	5 1 人
入船町	全域	5 7 世帯	1 2 5 人
本町	一部	5 1 世帯	8 2 人
新地町	一部	1 2 世帯	2 4 人
港町	一部	3 5 世帯	6 7 人
清住	一部	7 世帯	1 4 人
浜五	一部	4 4 世帯	9 9 人
浜一	一部	3 7 世帯	8 1 人
沢江	一部	9 世帯	2 5 人
歌棄	一部	0 世帯	0 人
沖町	一部	3 世帯	5 人
計	—	2 9 1 世帯	5 7 3 人

（R2国勢調査より）